

足健こ第251号
令和5年2月1日

関係機関各位

足利市長 早川 尚秀
(公印省略)

足利市こども医療費受給資格証のカードサイズ化等について

日頃から足利市のこども医療費助成制度に対し多大なるご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市では市民の利便性を図るため、令和5年4月からこども医療費受給資格証のカードサイズ化(保険証サイズ)を実施します。

また、栃木県によるこども医療費助成の現物給付対象が未就学児から小学生までに拡大することに伴い、小学生の公費番号が変更になります。

つきましては、下記のとおり改正を行いますのでご協力をお願いいたします。

記

1 改正点

- 資格証サイズを**カードサイズ(保険証サイズ)**へ変更
- こども医療費受給資格証に記載していた加入保険情報を省略
- レセプト公費番号 **(※小学生の公費番号が 80091028⇒60090024 に変更)**
 - ①未就学児～**小学生 資格証 ページ 60090024**
 - ②中学生～高校生相当(足利市単独現物給付、県内医療機関)
資格証 白(変更なし) 80091028

2 変更日 令和5年4月1日(4月診療分から)

※こども医療費受給資格証+保険証を必ずご確認ください、現物給付を行ってください。

※裏面の案内パンフレットの病院内等への
掲示について、ご協力をお願いいたします。



足利市の資格証が変わりました！

**R5.4月～使えることも医療資格証
がカードサイズになりました。
(R4.10～高校生まで拡大)**



※小学生まで→ベージュ、中学生以上→白色 になりました

☆足利市からのお願い☆



1. 保険証が変わったら届出しましょう

保険証が変わったら、お子さんの保険証を持参して保険変更手続きをしてください。

2. 転出したら資格証を返却しよう

足利市から転出したら資格証は使えなくなります。必ず返却してください。

3. 学校等でけがをしたらこども医療を使用しない

学校等でけがをした場合、「災害共済給付制度」を利用しましょう。詳しい申請方法は学校の事務へ相談してください。医療費+お見舞金が支給されます。

4. 公費負担制度(養育医療・自立支援医療・育成医療小児慢性等)が

受けられる場合はそちらを優先しましょう



栃木県内の医療機関を受診する場合は資格証+保険証を提示しましょう

**栃木県外の医療機関を受診する場合は、受診から1年以内に市役所に申請
→指定口座に振込**

お問い合わせ先

足利市 こども家庭政策課 0284-20-2149

